

科学研究費補助金の研究実施規程

一般社団法人部落解放・人権研究所

(目的)

第1条

この規程は、(一社) 部落解放・人権研究所の研究者が行う研究のうち、科学研究費補助金を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科学研究費補助金による研究成果をあげるとともに研究成果の普及をはかることを目的とする。

(組織、研究を行う職)

第2条

研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事するものは下のとおりである。

(一社) 部落解放・人権研究所企画・研究部 (常勤研究員、非常勤研究員)

(研究計画の策定)

第3条

研究者は、科学研究費補助金による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを(一社) 部落解放・人権研究所理事長に提出するものとする。

(研究の実施)

第4条

研究者は、科学研究費補助金による研究を行う場合は、(一社) 部落解放・人権研究所の活動として実施するものとする。

(研究成果の取扱い)

第5条

研究者は、科学研究費補助金により行った前条の研究については、他の規程に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第6条

科学研究費補助金による研究を行う研究者は、科学研究費補助金制度に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを（一社）部落解放・人権研究所理事長に提出するものとする。

（管理等の事務）

第7条

科学研究費補助金の研究計画調書の取りまとめは企画・研究部、補助金の経理管理等の事務は、総務部が所掌する。

（法令等の遵守）

第8条

（一社）部落解放・人権研究所に所属する研究者は科学研究費補助金による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。

附則

この規程は、二〇〇九年四月一日から施行する。